

職員採用をめぐる経緯説明

市長不信任を受けて、私は、4月5日市議会を解散しましたが、このような事態となって、市民の皆様には多大なご迷惑をおかけし、また世間をお騒がせしたことを深くお詫び申し上げます。

職員採用で一体どのような不正があり、そこに市長がどう関与したのか、真相を十分に究明することなく、議会・百条委員会が、あまりに性急に一方的な結論を出したのは大変遺憾です。

●良い人材を採用することが目的

疑惑とされたのは、平成18年度の職員採用ですが、コネや情実ではなく本人の実力で入庁し、全員が志高く頑張ってくれております。

私が、改革に燃えて初登庁した当時の採用であり、地方公務員法に則り、外部からいかなる影響も受けずに合理的な理由で採用したものです。市役所改革のため、市民の皆さんのために真に役立つ優れた人材を確保しなければという全く純粋な気持ちで選考したものです。

●一切不正はありません

私は、市長として、市民の皆さんの利益に背いたり、天に恥じる違法行為は一切していません。選定理由がはっきりしていたし、外に対してもしっかりと説明できることなので、私にとって、データ改ざんの必要は全く無く、改ざんの指示もしていません。選考結果について、外部から照会があれば、根拠を説明すれば済むことです。私は、市民のためになることを行動原理や判断基準として、改革に燃えて、単身市役所に乗り込んだ訳ですから、改革の足かせや自らの弱みを握られるような違法行為などは断じてしておりません。

●採用は大変重要な行政行為です

公務員を一人採用するということは、大変重要なことです。退職金も含めた生涯賃金では3億円近い投資であり、それは市民の皆さんからの税金で賄われるのです。そういう認識がないまま、ただ欠員を補充するための採用は問題であり、私は、市長として自らチェックし、少しでも良い人材を確保することが責任を果たすことであると考えました。

●試験委員会の結果は基本的に尊重しました

試験委員会から提出された資料を私が精査し、再評価したことにより、順位の入れ替わりはありましたが、一旦

採用決定した合格者を不合格に入れ替えたものではありませんし、成績不良者を恣意的に上げたものではありません。私が、独断で採用を決めたものではなく、試験委員会の選考により上位に絞られた中から、成績に大差のない範囲内で、人間を総合的に評価し、真に市役所に必要な人材、市民の役に立つ人材を確保しようとしたものです。受験者全体の上位に入っている成績優秀者の中から選んだものです。

すなわち、私は、試験委員会が作成した候補者名簿は基本的に尊重しつつ、精査と思索の上で一部名簿順とは異なる採用方針を出したわけです。

しかし、結果として、私が再評価により選んだ人が、再度決裁する段階では、全て採用候補者になっていたわけではありませんでした。

●事務手続きのミスと私の不明

私の採用方針を試験委員会で、内部規程の見直しも含め、再審議するなどして、所定の事務手続きがなされているものと思っていましたが、実際には試験委員会に諮られ直されていなかったのも事実であり、意思の疎通が欠如していたことは、深く反省いたしております。

今回の問題は、市役所の職務遂行において事務方との連携がしっかりできていれば本来起こらなかった問題で、内部管理という点では最終的責任は私にあります。ただ、就任直後のため、私が市役所内の内部手続きに疎かったという点、事務方がもっと丁寧に説明すべきであったという点では、事情斟酌をお願いしたいところです。

市長就任1ヶ月頃の私は、助役が不在で職員との信頼関係も構築できていない状況にありました。それが一つの原因となって、このたび大きな誤解と混乱を生じさせていることを、深くお詫び申し上げます。

●事実は簡単なことです

市長が強引に指示して不正行為をさせたかのように誤解されていますが、採用の重要な部分について、私の考えが全て事務方に受け入れられた訳ではありません。結局、私は、事務方の意見に従い、書類を精査して再評価することしかできなかったもので、独断専行で全てを決定したものではありません。

事務方による内部手続き上の手落ちがあったこと、就任間もない私も十分にフォローアップできていなかったこと、私の指示なしに職員が事務上の整合性を図るために改ざんを行っていたことなどの問題が複合したものです。

職員採用問題をめぐる3月議会ドキュメント

平成17年7月：事務職等、9月：消防士採用試験実施

：

平成19年3月16日：予算特別委員会で、平成17年度に実施した職員採用試験の選考過程における市長の関与についての質問が出る。

19日：市議会は、「選考過程において疑義がある」などとして、調査特別委員会（百条委員会）の設置を求める提案があり、賛成多数で可決。

22日・26日・27日：当時の人事担当職員3名、職員採用試験委員5名、市長がそれぞれ証人として調査特別委員会で証言。

29日：調査特別委員会において、職員採用に市長が関与したことは、地方

公務員法と市職員の任用に関する規則に違反しているとの委員長報告があり、賛成多数で了承。この委員会の報告をもとに、違法性があるとして、市長の不信任決議案が賛成多数で可決され、3月議会が閉会。

4月5日：調査特別委員会の調査は不十分で真相が究明されていないと、市長は議会を解散。

百条委員会：地方自治法第100条第1項（普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。）に規定された調査権を与えられた委員会。